

参考資料 1

公共図書館における 電子書籍利用をめぐる

2013年3月31日
小平市図書館協議会

目 次

1. はじめに
2. 電子書籍とは
 - (1) 電子書籍データと閲覧機器が一体化したもの
 - (2) 電子書籍データと閲覧機器が一体化していないもの
3. 図書館における電子媒体
 - (1) 資料の保存としての電子媒体
 - (2) レファレンス・ツールとしての電子媒体
 - (3) 小平市立図書館のダイジー図書
 - (4) 電子書籍の出現
4. 図書館における電子書籍の利用
 - (1) 電子書籍の購入
 - (2) 著作権への対応
 - (3) 電子書籍の閲覧
5. 公共図書館と電子書籍
 - (1) 電子書籍と紙の出版物
 - (2) 公共図書館は電子書籍をどう扱うべきか
6. おわりに

【公共図書館における電子書籍利用をめぐって】

1. はじめに

電子書籍は、古くから存在する印刷出版物ではなく、電子機器であるディスプレイと呼ばれる表示装置によって読むことができる出版物である。2010(平成22)年、このデジタル化された多種多様な書籍・情報が世の中に出現したことで、「電子書籍元年」と言われるようになった。電子書籍はその形態、提供方法、読書環境、コンテンツの増加、等々・・・日進月歩の発展を続けている。

このような状況にあって、「電子図書館」と呼ばれる図書館とは如何なるものであろうか。「電子図書館の発展には2つのステージがある」と、長尾真著『電子図書館』(2010年岩波書店)には次のように書かれている。

「電子図書館には2つのステージがある。第一のステージは図書館の持つ本や資料をデジタル化し、通信網を介してどこにいる人に対しても図書館へ来て本を借りる人と同じレベルのサービスを提供する場合で、これまでの図書館を電子化しただけのものである。・・・(中略)・・・しかし電子図書館のあるべき姿は・・・(中略)・・・理想的には人間頭脳のもつ知識とその活用の機能にできるだけ近い機能を持つシステムを作ることである。これが実現すればほんとうに便利な図書館ができる、これが第二のステージである。」

第二ステージの要素が実現した図書館が出現するより先に、第一ステージの拡大化が進み、現状では多種多様の電子化された書籍(電子書籍)が出版され、それを利用する機器も多く販売されている。このような状況にあって、公共図書館が電子書籍にどのように対応できるか、また、対応していかなければならないのか、今期の図書館協議会では、電子書籍をとりまく環境も含めて、提言としてまとめることにした。

2. 電子書籍とは

電子書籍とは何かは文脈により人によりさまざまであり、漠然と「電子書籍」と言った場合に、全く異なる何かを想定した議論となる恐れがある。そこで、まず、従来の印刷本と比較しながら、本提言における電子書籍の定義を説明しておく。

従来の印刷本はコンテンツである書かれた情報内容とプラットフォームとしての製本された紙は分かつことができない形で一体化し、物理的に存在している。一方で、ここでは電子書籍を、コンテンツである電子書籍データと、プラットフォームとしての電子書籍閲覧機器が組み合わさったものとして、次ページの図のように定義する。

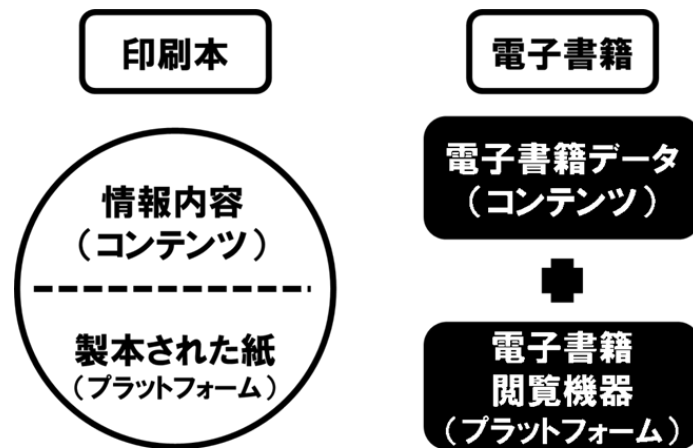


図 印刷本と電子書籍

電子書籍の種類

電子書籍は、データ形式、作成方法、提供方法、閲覧機器の汎用性、通信回線の有無等、さまざまな観点から類別することができる。ここでは、公共図書館における電子書籍の取り扱いに違いが生じる観点に絞っての類別を試みる。まず、電子書籍データと閲覧機器が一体化しているかどうかという点から分類する。

(1) 電子書籍データと閲覧機器が一体化したもの

電子書籍データと閲覧機器が一体化したものとは、閲覧機器内にデータが内蔵されており、データの入れ替えができないものを指す。該当する電子書籍としては、例えば電子辞書がある。図書館との関係で考えた時に、このタイプの電子書籍は、物理的に館内に存在することになる。そのため、著作権法や契約上の扱いを除けば、ほぼ従来の印刷本と同様の形で扱うことが可能である。実際に、山口県立図書館¹を始めとして、電子辞書の閲覧・貸出サービスを行なっている公共図書館がある。ただし、電子辞書以外にはこのタイプの電子書籍は多くはなく、今後も増える可能性は少ない。

(2) 電子書籍データと閲覧機器が一体化していないもの

現在、電子書籍と呼ばれるものの多くは、電子書籍データと閲覧機器が一体化しておらず、互いに代替可能である。このタイプの電子書籍は、電子書籍データの取り扱い、閲覧機器の取り扱いの両面を考慮する必要がある。

ここでは、さらに電子書籍データの提供方法がどうなっているかという点から分類する。

(2) - 1 パッケージ化されて提供されているもの

ここには電子書籍データがCD-ROMやDVD-ROMなどの物理的な存在を持った書き換えできないパッケージで提供されているものを含める。例えば、CD-ROMで提供される障がい者向けのデイジー図書である。図書館との関係で考えた時に、電子書籍データが収録されたパッケージそのものは、物理的に館内に存在することになる。そのため、公共図書館において、著作権法や契約上の扱いを除けば、閲覧に関しては、ほぼ従来の印刷本と同様の形で

¹ 館報(<http://www.lib.pref.yamagata.jp/contents/kanpo/103.pdf>)のQ&Aに電子辞書の館内貸出が明記されている。

扱うことが可能である。ただ、貸出に関しては、データを複製される恐れがあるため、サービス実施には課題が多い。インターネットの普及に伴い、このタイプの電子書籍データの提供は減少しつつある。

(2) - 2 ネットワーク上で提供されているもの

現在、電子書籍データの多くがインターネットを介して提供されている。インターネット経由で提供される場合、どこで提供されているか、どこからアクセスするかといった地理的な場所はほぼ関係なくなる。この点で、ある地域の住民に対するサービスを前提とする市町村立図書館では、どこからでもアクセス可能な電子書籍データを提供する必然性はそれほど高くはない。なぜなら、より広い地域をカバーする都道府県立図書館や国立図書館にその提供を任せる方が、効率的かつ利便性が高くなるためである。

3. 図書館における電子媒体

これまで「電子書籍」とはどんなものか、を利用方法から見てきたが、図書館における電子媒体の扱いはどのようなものであったのだろうか。

(1) 資料の保存としての電子媒体

図書館は、主に一次資料を収集保存し、利用者に提供する役割を担っている。図書館には、歴史的価値のある資料や、地域資料など貴重な資料が多い。この貴重な資料を図書という冊子体だけではなく、資料のマイクロ化、その後に CD-ROM 化など電子媒体に変換して保存と利用の便を図る構想が生まれた。電子図書館のきっかけである。現在では、国立国会図書館関西館が国会資料などを電子化して保存提供している。

(2) レファレンス・ツールとしての電子媒体

図書館は収集保存している図書や視聴覚資料を利用者に提供する役割を担っている。図書館は、図書や視聴覚資料のもつ情報と、利用者の求める情報を結びつけるサービス＝「レファレンス業務」の充実を目指して努力を続けてきた。

情報と情報を結びつける手段として、従来は目録・カタログがその主なるものであり、図書館司書は「目録」と「カタログ—書名・著者・件名などのカタログ」の作成・充実に努め、レファレンス業務を実りあるものとしていった。

パソコンの導入やシステム化の波は、レファレンス・ツールのひとつである「雑誌記事索引」や「新聞記事索引」の提供形態を、図書媒体から CD-ROM などの電子媒体での提供へと移行させ、カタログも業者から提供されるようになった。また、論文もインターネット上で発表されるようになり、図書館でも情報入手のためにはインターネットの利用も必要不可欠となっている。

しかし、近年のインターネットなどの発展に伴い、レファレンスの対象範囲が拡大し、図書館の役割も図書の提供だけでなく、情報の提供という役割をも担うこととなった。資料を取り巻く状況の変化は、レファレンスの道具としてシステムの整備を導入するときを迎える。すなわち、電子媒体が図書館の中に入りこんできたのである。図書館のシステム化は、OPAC など、情報検索の充実につながる他、障がい者用図書の作成にも役立っている。通常の図書を読み込み、文字の拡大やページめくりが容易にできるデイジー図書作成シス

テムである。

(3) 小平市立図書館のデージー図書

小平市立図書館では、2011(平成23)年度に24時間テレビから障がい者サービス関連機器の寄贈を受けるとともに、デージー再生機やデジタル録音機、デージー図書を購入し、機器の充実、利用環境の充実を図っている。

これらの機器を有効に活用するため、2012(平成24)年4月から、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている視覚障害者に対して、デージー図書・デージー再生機の貸出を開始。また、8月には、利用対象者を「活字による読書が困難な方」に拡大して録音図書(デージー図書・カセットテープ)・デージー再生機を窓口で貸し出す「録音図書貸出サービス」を実施した。これは、2010(平成22)年の著作権法改正によって、録音図書の利用対象者が、「視覚障害者」から「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害がある者」に拡大され、視覚障害者だけでなく、高齢者・肢体不自由者・発達障害・ディスレクシア(読み書き障害)等の方も利用できるようになったことによるものである。

これらのサービスを実施した結果、2013(平成25)年1月現在の録音図書の貸出数は、以下の表となっており、昨年度に比べて増加している。特に、デージー図書の貸出は前年に比べ約9倍も増加しており、デージー図書のニーズは多いと考えられる。今後も利用者のニーズに即した親切な対応をお願いしたい。

【郵送貸出登録者数・録音図書貸出サービス利用登録者数】

	2012(平成24)年度	2011(平成23)年度	前年比
郵送貸出登録者数	44人	41人	+3
録音図書貸出サービス利用登録者数	3人		+3

【録音図書(カセットテープ・デージー図書)の利用状況】

	2012(平成24)年度 (2013年1月現在)		2011(平成23)年度		前年比	
	タイトル数*	貸出数	タイトル数	貸出数	タイトル数	貸出数
郵送貸出	テープ 113	テープ 567	テープ 122	テープ 544	- 9	+ 23
	デージー 122	デージー 122	デージー 17	デージー 17	+105	+105
窓口貸出	テープ 20	テープ 20			+ 20	+ 20
	デージー 1	デージー 1			+ 1	+ 1
他の公共図書館への貸出	テープ 4	テープ 4	テープ 1	テープ 4	+ 3	0
	デージー 38	デージー 38	デージー 0	デージー 0	+ 38	+ 38
合計	テープ 137	テープ 591	テープ 123	テープ 548	+ 14	+ 43
	デージー 161	デージー 161	デージー 17	デージー 17	+144	+144

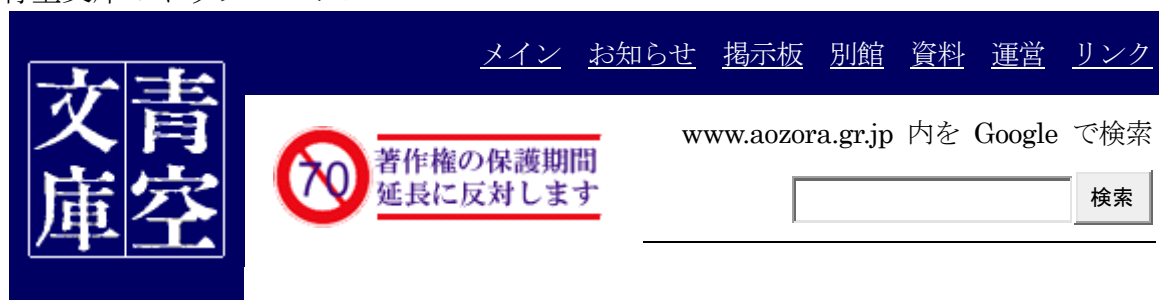
*貸出の都度、1タイトルと数える

(4) 電子書籍の出現

システム化の流れは、近年、特に速い。これまで「雑誌記事索引」や「新聞記事索引」、「書名索引」「著者索引」などレファレンス・ツールとして、また各種論文がCD-ROMとして図書館に浸透しただけでなく、現在では図書そのものの電子化、すなわち「電子書籍」までが出現した。現在、「電子書籍」として購入できる和書は100万点弱、アマゾンなどの電子書籍書店のカタログでは、和書10万点、洋書160万点のコンテンツと言われている。和書が少ないのは、日本では作品をデジタル化する際に必要となる著作権処理が難しいためである。

電子書籍には、著作権が消滅した作品、例えば、芥川龍之介の『羅生門』などを集めた「青空文庫」(URL: <http://www.aozora.gr.jp/>)、著作権フリーの作品があるが、図書館が所蔵する文学書などは少なく、コミック本が多い。現代作家のなかには、印刷図書だけでなく電子書籍でも、いや、電子書籍しか発表しない作家が出現しているので、このような図書の扱いは今後の課題である。

<青空文庫のトップページ>



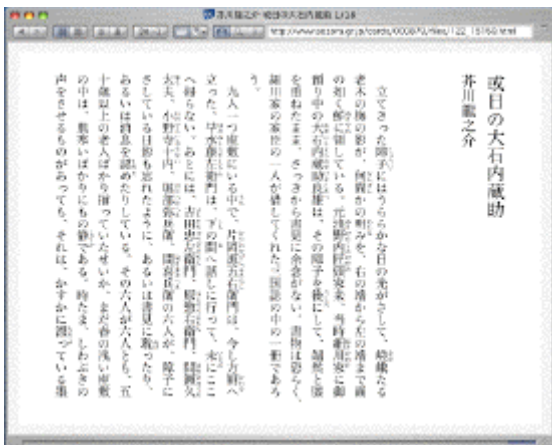
インターネットの電子図書館、青空文庫へようこそ。

初めての方はまず「青空文庫早わかり」をご覧ください。

メインエリア																															
青空文庫早わかり	青空文庫の使い方と約束事を紹介しています。初めての方、ファイルやキャプチャーの取り扱いについて知りたい方も、こちらへどうぞ。																														
総合インデックス	作家名、作品名の50音別に、公開作品と入力・校正作業中の作品を一覧できるインデックスです。公開中の作品を探すときは、下の近道もご利用ください。																														
公開中 作家別:	あ行 か行 さ行 た行 な行 は行 ま行 や行 ら行 わ行 他																														
公開中 作品別:	<table border="1"><tr><td>あ</td><td>か</td><td>さ</td><td>た</td><td>な</td><td>は</td><td>ま</td><td>や</td><td>ら</td><td>わ</td></tr><tr><td>い</td><td>き</td><td>し</td><td>ち</td><td>に</td><td>ひ</td><td>み</td><td></td><td>り</td><td>を</td></tr><tr><td>う</td><td>く</td><td>す</td><td>つ</td><td>ぬ</td><td>ふ</td><td>む</td><td>ゆ</td><td>る</td><td>ん</td></tr></table>	あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	い	き	し	ち	に	ひ	み		り	を	う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	ん
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ																						
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	を																						
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	ん																						

	え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	
	お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	他
作業中：	作家別・作品別									
青空文庫 分野別リスト	分野別に公開作品を一覧できる、インデックスです。									

青空文庫早わかり



1999年8月1日 作成

2010年4月10日 修正 PDF 版を、ここからダウンロードできます。(PDF版は、2008年1月13日以降、更新していません。)

青空文庫へ、ようこそ！

青空文庫は、利用に対価を求めない、インターネット電子図書館です。

著作権の消滅した作品と、「自由に読んでもらってかまわない」とされたものを、テキストと XHTML (一部は HTML) 形式でそろえています。

作品ファイルは、縦組みを意識した統一した形式でまとめてあります。

いろいろな方が開発してくれた 青空文庫対応の表示ソフト を利用すれば、本のページをめくるように、作品を読んでいただけます。

多くの人に、快適に作品を味わい、自由にファイルを使ってもらうことは、この場を整えている私たちの願いです。

どうか青空文庫を、活用してください。

作品を読むには。

「入力ミスじゃないか？」と思ったときは、どうすればよいか。

縦組み、ページめぐりで読みたいときは。

ファイルは、複製、再配布できるのか。

リンクの際の手続きは。

青空文庫の活動に参加したくなったら。

青空文庫メーリングリストに参加するには。

いろいろな機器やソフトで文庫の作品を味わいたいときは。

4. 図書館における電子書籍の利用

図書館において電子書籍を利用する場合、どのような条件を整えればいいのだろうか。ここでは具体的に取り上げてみる。

(1) 電子書籍の購入

図書館が電子書籍を提供するためには、電子書籍を購入するシステムを準備する必要がある。電子書籍はコンテンツ（図書）を提供するインターネット上の書店に接続しなければならない。この書店は専用端末、アンドロイド端末、iPadなど閲覧端末がまちまちであり、販売されている電子書籍データも異なる。それぞれのシステムに応じて電子書籍を購入することになるので、図書館で幾種類もの端末システムを整備することは予算措置が伴うことであり、推進する難しいのではないか。

また、図書館は収集した資料を利用者に提供する役割がある。電子書籍を提供する場合、図書読み取り用の端末（パソコン）も貸し出すことになるであろう。「電子書籍とは」の項で述べたように、図書が読み取り端末機器（パソコン）にダウンロードされており、読める期間が設定されていない場合は、読み取り機器の貸し出しで対応できるが、読める期間が限定されている場合は難しい。別途、保存期間、廃棄時期についての検討も必要となる。

(2) 著作権への対応

「電子書籍」は、インターネットを介して図書を購入し、購入者自身が利用することが前提である。電子書籍は、ネット上の書店から図書を購入するのだが、作品を自分のパソコンにダウンロードする場合と、ネット上の作品データベースにアクセスする権利を購入する場合とがある。前者の場合は、図書館が対応するシステムを用意しなければならず、閲覧用パソコンと共に貸し出すことになるのであろうか。また、パソコンから複製することもできてしまうことにならないか。後者の場合、閲覧権利（アクセス権）は、IDやPWを利用者に教えることになるのであろうか、そうなると何人かが同時に閲覧できることになるのだろうか、ID取得期間はどのくらいになるのだろうか。その他、印刷複写の問題、図書館外への持ち出し（貸出）には問題がないのであろうか。

2013（平成25）年1月施行の改正著作権法により、国立国会図書館のデジタル化した所蔵資料が2014（平成26）年1月（予定）から、公共図書館、大学図書館などで閲覧可能とのことである。その資料の多さからして市民の方々から閲覧要望があるものと考えられる。このため、閲覧用端末を増やすことと、印刷複写を認めるかどうか、印刷を認めるとすれば、枚数や料金はどのようにするか、等々、これらに対する処理対応を考える必要がある。

電子書籍の販売数は伸びているものの、紙の書籍・雑誌の規模からすれば、まだまだ及ぶものではないと言わざるを得ない。この状況下では、いわゆる電子書籍の導入は少し早いと考えられる。もし、導入せざるを得ないとすれば、絶版書籍で電子書籍でなければ読めないもの、電子書籍のみで発売されているもの、そして、市民の方々の強い要望があるものは止むを得ないのではないか。

このように、図書館が購入した電子書籍を利用者に提供する場合の利用方法、および著作権処理は、まだ、確立されていない。図書館法で規定することなのか、図書館界での合意事項として決めることなのか、それとも、各図書館が決めることなのか、現状では不明

確であり、一件一件、図書館が対応しなければならず、法の整備が急がれる。

(3) 電子書籍の閲覧

電子書籍を「利用したい」「読みたい」とした的確な統計は見当たらないが、新聞報道（読売新聞 2012 年 10 月 21 日）でみると、約 3 割の人が「読みたい」と答えている。「電子書籍を読む」場合、必ず読み取りのための機器が必要になる。先に「電子書籍とは」の項で記しているように、コンテンツ（図書）がダウンロードされるのか、指定サイトにあるのか、など、そのコンテンツに対応した読取装置がある。図書館でそれぞれに応じた装置を用意することは至難のことであろう。

また、電子書籍を収集し、「本のない図書館」が出現する状況が考えられるが、その場合、図書館本来がもつ機能＝図書と情報を結ぶ、情報と情報との案内人＝の役割はどうなるのであろうか。図書館そのものの存続と関係するようと思われる。

5. 公共図書館と電子書籍

(1) 電子書籍と紙の出版物

公共図書館は情報への公平なアクセスを提供する社会的機関として、現在は、紙の出版物を所蔵し、利用者に対して提供している。公共図書館が電子書籍を提供すべきかを検討するための前提として、日本における紙の出版物と電子書籍の市場規模やタイトル数を比較する。

電子書籍の市場規模

インターネットメディア総合研究所による「電子書籍ビジネス調査報告書 2012」によれば、2010 年度に 650 億円あった市場規模は、2011 年度に 629 億円に減少している。一方で、出版科学研究所発行の「2012 年版出版指標年報」によれば、2011 年の書籍、雑誌を合わせた出版物の市場規模は 1 兆 8,042 億円であり、書籍のみで 8,198 億円であった。電子書籍の市場規模は、雑誌を含めない書籍のみの市場規模と比べてときであっても、いまだに 10 分の 1 以下である。

電子書籍のタイトル数

日本書籍出版協会による「国内で発行され、現在入手可能な書籍を収録する書籍検索サイト」Books.or.jpによれば、市場で入手可能な書籍タイトル数は約 92 万点である。一方で、商用で電子書籍のデータ配信を行なっているサービスのうち、最もタイトル数が多い Book Live! であっても約 11 万点である（2013 年 1 月 17 日 Internet WATCH「電子書籍ストアサービスを徹底比較（前編）」http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/20130117_581975.html）。また、多くの電子書籍サービスでは配信されているタイトルのうち、公共図書館での所蔵割合が低い、コミックの割合が 3 分の 1 以上と高い。つまり、現在の商用電子書籍サービスは、提供書籍が少なく、また、それらの大半がコミックであり、公共図書館が紙の書籍を通じて提供しているタイトルをカバーしているとは言えない。

(2) 公共図書館は電子書籍をどう扱うべきか

電子書籍がインターネットを通じて配信される場合、世界中のどこでも同じサービスが

提供できるため、一地域の公共図書館が電子書籍を提供する必然性は少ない。なぜなら、市町村立の公共図書館であるならば、その上位の都道府県立図書館、さらに上位の国立図書館による電子書籍サービスに協力したほうが、スケールメリットが発生し、電子書籍をより多く、より効率的に提供できるためである。

また、現在、商用の電子書籍サービスが配信しているタイトル数は非常に少なく、コミックに偏っていることを考慮したときに、公共図書館が紙の出版物を通じて担ってきた、情報への公平なアクセスを保証する機能をすぐに電子書籍によって提供することはできない。

以上のことから、一般的な資料に関して、電子書籍を公共図書館が、いまずぐに提供することは考慮しなくともよいと考える。しかしながら、以下のような種別、ジャンルの資料に関しては公共図書館でも検討をしておくべきであろう。

国会図書館のデジタル化資料

国立国会図書館のデジタル化を行った電子書籍データ²のうち「絶版等資料」³について、2012年6月の著作権法改正により、2013年1月1日施行以降、法律上は公共図書館館内で利用可能となる。過去の図書のデジタル化データであるが、一般的な公共図書館の蔵書規模を大きく超える膨大な電子書籍データである。図書館蔵書の厚みを増す意味ではアクセス可能になり次第、速やかに館内で提供できる体制づくりが望まれる。

障害者向け電子書籍

前述のデイジー図書のように、障害者向けの電子書籍は紙の出版物に比べて付加価値の高いものが多い。また、従来の障害者向け資料である、録音図書、点字図書、大活字本などと比較して、柔軟な利用が可能なものが多い。誰にでも開かれた図書館としての公共図書館では障害者向けの電子書籍については積極的に導入していくべきであろう。

地域資料の電子化

従来から、公共図書館は地域に根づいた図書館になるため、図書館としての個性を出すためには地域資料を独自に収集し、組織化し、提供することが推奨されてきた。地域資料については、著作権者の死後50年以上が経過し、著作権の問題がないものが多い。また、権利者から寄託されデジタル化を依頼されることもある。資料保存の観点からも著作権の問題がない資料のデジタル化、電子書籍としての提供は検討に値すると考えられる。

ポーンデジタルの電子書籍

現在の電子書籍の多くはいまだに紙の出版物がデジタル化された電子書籍である。しかし、電子書籍のみで作成、提供され、紙の書籍としては提供されない資料も存在する。本提言ではこの種の電子書籍をポーンデジタルの電子書籍として扱う。なお、電子書籍に関する話題作りで、有名作家による電子書籍版のみの配信例はあるが（ステイブン・キング“*The Bullet*”など）、その多くは時間が経てば最終的に紙の書籍として出版されるため、ここには含めない。

² 2012年9月現在、昭和43（1968）年までに国立国会図書館が受け入れた「戦前期・戦後期刊行図書、議会資料、法令資料及び児童書のうち、約89万点」となっている（<http://dl.ndl.go.jp/#books>より）

³ 絶版等資料の定義は2002年9月現在、国会図書館と各種権利者団体等で検討中である。

電子書籍に関する標準化が進み（ePub 形式の策定など）、電子書籍作成の仕組みやツールが整備されてきたことで、電子書籍作成のハードルが下がってきた。結果として職業作家による電子書籍だけでなく、アマチュアによる私家版とも言うべき電子書籍が流通するようになってきた。アマチュアによる電子書籍はネットワークでの配信は行われるが、そのほとんどは紙の書籍としては出版されない。

情報への公平なアクセスを提供する公共図書館としては、できるならばオープンデジタルの電子書籍も提供できることが望ましい。ただし、一口にオープンデジタルの電子書籍といっても、提供手段はさまざまであり、網羅的な書誌コントロールもされていないため、全体としてどうなっているかは明らかでない。一つの図書館ではなく図書館界全体で検討すべき事柄であろう。

6. おわりに

図書館を取り巻く環境は、インターネットの普及とともに、著しく変動している。今後電子化、機械化の波は、否応なしに押し進んでくるであろう。中でも電子書籍はここ数年、図書館界で最も注目を集めているトピックである。そこで、今期の図書館協議会では、公共図書館と電子書籍の関係について研究を行ってきた。

結果としては、現時点では、一地域の公共図書館で一般的な資料については電子書籍として提供する必然性はほとんどない。なぜなら、インターネットで配信される電子書籍は都道府県立や国立図書館などの上位館に任せることが可能であるためである。また、現時点で、電子書籍サービスで提供されるタイトル数も紙の出版物に比べて圧倒的に少なく偏っているためである。

しかし、一部の公共図書館では電子書籍サービスの提供を模索する動きが出始めている。これらの動きに目配りをし、公共図書館で電子書籍を提供する適切な事例が出てきたなら、改めて一般的な資料の電子書籍提供に関して検討することになるだろう。

また、国立国会図書館のデジタル化資料、障害者向け資料、地域資料など、一部の資料に関しては現時点で電子書籍として提供できるメリットが大きい。そのため、電子書籍サービスの提供に向けて、閲覧機器などの整備を計画的に進めるべきであろう。

図書館では、従来からの印刷資料と同様、電子書籍も利用者が必要な資料を探せるように、目録を整備しておく、さらには、利用者に電子書籍の利用案内、レファレンスができる図書館職員を育てていくことが大事なことであろう。すでに、司書資格課程の新省令科目「図書館情報技術論」などで、電子書籍を扱う課程が増えつつある。

図書館の利用者が全て電子書籍の利用、図書館環境の機械化を望んでいるか、パソコンに慣れているか、と言え、そうではない。利用者には、乳児から幼児、小学生も、高年齢の方も、パソコン操作が苦手な方も、身体的にパソコン操作が難しい方、操作が禁止されている方もおられる。図書館が公共のものであるなら、すべての方への配慮は必要不可欠である。図書館は、図書館本来の役目＝資料の収集・保存・提供・レファレンス＝の充実を図ることが第一の役割であることを忘れてはならない。

「電子書籍への対応」について、早急に結論を出す必要はないと思われるが、今後とも公共図書館における電子書籍の取り扱いについて、国内外の情報収集と分析が課題となると思われる。

【参考資料】

電子書籍を貸し出す図書館

Web 上で「電子図書館」と検索すると、次のような記事が目にとまった。

「2012 年下半期。11 月下旬には図書館総合展が開かれ、数多くの電子図書館フォーラムが開催された。電子図書館とは、読んで字のごとく、図書館が電子書籍をネット上で貸し出す形態を指す。ネット先進国である韓国、アメリカは、すでに公共図書館の約 6 割でこのサービスを実施している。しかし、日本は、全国に 3210 館ある公共図書館のなかで、電子書籍を貸し出しているのはわずか 12 館。実証実験などを実施している館を入れても少々増える程度だ。」

日本ではまだまだ「電子書籍」の貸し出しは進んでいない状況である。ここでは、Web 上に紹介されている電子図書館サービスに取り組んだ、また、取り組んでいる図書館を紹介する。

<電子図書館実証実験>

札幌市中央図書館、今後の電子書籍の貸出を想定して電子図書館実証実験

→ 電子図書館実証実験

静岡県内の図書館にて「電子図書館体験プロジェクト」2011 年 7 月 22 日～10 月 30 日

→ 電子書籍関連プロジェクト実施報告

鎌倉市で電子図書館の実証実験（終了：2010 年 12 月 20 日～1 月 31 日）

〈関連情報〉

「電子書籍を体験しよう！」モニターレポート 【マガジン航】

（東京都立中央図書館の企画展 [2010 年 11～12 月] についての記事）

<電子図書館>

秋田県立図書館、電子書籍の貸出しを開始（2012 年 10 月 19 日）。

都道府県が設置する図書館としては全国初（市町村図書館を含めると 10 番目）。

Android、iOS 端末向け（パソコンからの利用はできない）。

貴重な資料 1300 冊や雑誌のバックナンバー 700 冊など、計約 2000 冊から

* 貸出は 1 人 3 点まで、期間は 10 日間。期間を過ぎると自動的に閲覧できなくなる

<http://www.apl.pref.akita.jp/>

秋田県立図書館の新情報サービスについて【秋田県公式 Web サイト】

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1349830053381/index.html>

パソコン（Windows のみ）と iPad に対応する電子図書館

PC 閲覧には「wBook」、iPad は「DBookReader」が必要。2 週間で自動的に返却。

* 大垣市電子図書館 [岐阜]

電子図書館を開設 7 月 1 日からサービス開始 | 大垣市

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000014678.html>

* 徳島市電子図書館 [徳島]

電子サービス（電子図書館、音楽配信サービス） | 徳島市立図書館

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/toshokan/electronic/index.html>

- * 綾川町電子図書館 [香川]
 - 県内初「電子図書室」／綾川・生涯学習センター（2012. 3. 31/四国新聞）
 - http://www.shikoku-np.co.jp/kagawa_news/locality/20120331000167
- * 有田川WEB Library [和歌山]
 - ニュースリリース【富士通マーケティング】
 - <http://www.fjm.fujitsu.com/news/release/2011/111027.html>
 - アレックへようこそ！（館長ブログ）
 - <http://blogs.yahoo.co.jp/aleccenter704/28089092.html>
- * 萩市電子図書館 [山口]
 - 公立図書館では全国で3番目の正式導入 | 萩市立図書館
 - <http://hagilib.city.hagi.lg.jp/newservicel.html>
- * 堺市立図書館 [大阪]
 - 堺市立図書館、電子書籍貸し出し（2011. 1. 11/朝日新聞）※全国2番目
 - <http://mytown.asahi.com/areanews/osaka/OSK201101100098.html>
- * 千代田区立図書館 [東京]
 - <https://weblibrary-chiyoda.com/>
 - 千代田区立図書館では、日本の公共図書館では初めてインターネットを活用した「千代田Web図書館サービス」を提供しています。このサービスは、電子図書をインターネット上で貸出・返却を行なうものです。
 - ※2008年7月1日（火）より、千代田区内在住・在勤・在学者がサービス対象者となりました。
- * 大阪市立図書館、電子書籍サービスを開始（2012年1月20日）
 - 学術書・専門書中心。紀伊國屋書店提供の「eBook Collection (EBSCOhost)」を利用
 - 1冊の電子書籍は、1度にひとりのみ利用可（他の人が利用中だと閲覧できない）
 - 1冊につき合計60ページまで印刷可能（すかし等が入る）
 - 開始時には和図書約350、著作権フリーの英語図書約3,500タイトルを提供
 - 【大阪市立図書館】電子書籍サービスについて
 - <http://www.oml.city.osaka.jp/net/ebook.html>
 - 電子書籍はじめのいっぽ（USTREAM）
 - <http://www.ustream.tv/recorded/20520614>
- * 佐賀県武雄市、iPadを活用した「武雄市MY図書館」を開始（2011年4月13日）
 - iPad専用図書貸出用アプリ「武雄市MY図書館」にて1度に5冊まで15日間借りられる
 - 市史や図録など9冊からスタート、蔵書18万冊のうち数年で10万冊電子化を目指す
 - ダウンロード、又はWeb閲覧の2通りの方法
 - iPhone や Android 端末にも対応（2012年7月）
 - 武雄市MY図書館 <http://www.takeo-mylib.jp/>
 - オープン記者会見（USTREAM）
 - http://www.ustream.tv/recorded/13960459?lang=ja_JP

<著作権法第三十一条に対する追加（2003年1月1日より施行）>

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

<参考文献>

『電子書籍』Web上フリー百科事典『ウィキペディア』

『電子図書館』岩波科学ライブラリー15 長尾真著 1994 岩波書店

『電子図書館』新装版 長尾真著 2010 岩波書店

『電子図書館』原田勝、田屋裕之編 1999 勁草書房

『電子図書館の神話』ウィリアム F. バーゾール著 根本彰〔等訳〕勁草書房

2011－2012年度 図書館協議会委員

安 形 輝	伊 藤 規 子
大 沼 晴 暉	落 合 美 代
弦 間 敦 子	古 川 正 之
鈴木由美子	田 中 勝 男
藤 川 正 八 郎	保 坂 重 政
吉 田 善 穂	
廣 田 幸 男	(2012年4月から)
丹 羽 信 介	(2012年3月まで)